

○電気用品安全法施行規則第二十五条第三項第十号に規定する国際約束等

平成十三年十二月二十一日

経済産業省告示第七百二十七号

電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)第二十五条第三項第十号の規定に基づき、電気用品安全法施行規則第二十五条第三項第十号に規定する国際約束等を次のように定めたので、告示する。

電気用品安全法施行規則第二十五条第三項第十号に規定する国際約束等

電気用品安全法施行規則第二十五条第三項第十号に規定する国際約束等は、**Scheme of the IECEE for Mutual Recognition of Test Certificates for Electrical Equipment**とする。